

◎新潟県告示第875号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社D I Palette	新潟市中央区和合町2丁目4番18号
株式会社ワイエムビー	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階
アソビュー株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県立万代島美術館観覧料徴収事務（「田畑あきら子展」前売観覧券観覧料）
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和6年6月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日  
令和7年9月9日